

千葉県農業再生協議会
千葉県肥料価格高騰緊急支援事業 業務方法書

令和4年12月13日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、千葉県農業再生協議会（以下「千葉県協議会」という。）が行う千葉県肥料価格高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年11月1日付け生振第924号。以下「県交付要綱」という。）及び千葉県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年11月1日付け生振第924号。以下「県実施要領」という。）に基づき実施する千葉県肥料価格高騰緊急支援事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 千葉県協議会は、肥料をはじめとする生産資材の価格が高騰する中、肥料費上昇分の一部を国の肥料価格高騰対策事業（以下「国事業」という。）に上乗せして支援することを通じて、生産資材価格高騰による農業経営への影響を緩和し、営農の継続と産地の維持、農産物の安定供給を図る。

2 千葉県協議会は、県交付要綱、県実施要領のほか、千葉県補助金等交付規則等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、県実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

第2章 千葉県肥料価格高騰緊急支援事業の実施

(事業実施計画書等の作成及び支援金の申請)

第3条 取組実施者は、取組計画書を作成し、原則、国事業に係る採択の決定を受けた後に、千葉県協議会が別に定める日までに県様式第1号により千葉県協議会に申請を行うものとする。

2 千葉県協議会の長（以下「千葉県協議会長」という。）は、前項により申請のあった取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には取組実施者に対し、県実施要領第10の2の（2）の規定に基づき、県様式第2号により採択された旨を通知するものとする。

3 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項及び第2項の手続に準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については千葉県協議会長に届出を行うものとする。なお、取組計画書の変更を行う場合には、あらかじめ千葉県協議会事務局に変更内容を相談するものとする。

(支援金の支払)

第4条 千葉県協議会長は、原則、国事業において千葉県協議会長に提出された口座に支援金を振り込むことで支払いを行うものとする。

2 取組実施者は、国事業と別の口座に支援金の振込を希望する場合又は国事業において千葉県協議会長に支援金の振込先の口座情報を提出していない場合のみ、第3条第2項の通知を受けたときに、千葉県協議会長に対し、県様式第3号により、支援金の振込先の口座情報を提出するものとする。

(支援金の返還)

第5条

- 1 取組実施者は、第3条第1項に基づき提出した取組計画書の変更等により、千葉県協議会から支払われた支援金に余剰が生じた場合は、千葉県協議会長に申し出なければならない。
- 2 千葉県協議会長は、前項による取組実施者からの申出があった場合、取組実施者が県交付要綱、県実施要領、千葉県補助金等交付規則等の法令に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、千葉県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。
- 3 千葉県協議会長は、前項による返還を求めた場合において、取組実施者が支援金の受給の日からの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を請求するものとする。
- 4 前項により返還を求められた金額を支払わない取組実施者があるときは、千葉県協議会長は期限を指定してこれを督促するものとする。
- 5 第2項及び第3項の返還を求められた取組実施者は、第2項の期日までに求められた額を千葉県協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、取組実施者は、千葉県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに千葉県協議会長に提出しなければならない。
- 6 千葉県協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者に送付するものとする。
- 7 千葉県協議会長は、取組実施者が第2項及び第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者への支援金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理

(資金の管理)

- 第6条 千葉県協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、千葉県協議会が定めた「千葉県肥料価格高騰緊急支援事業会計」から行わなければならない。当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。
- 2 千葉県協議会は、前項の資金を千葉銀行により管理する。

第4章 報告

(事業実績報告)

- 第7条 取組実施者は、千葉県協議会長が別に定める日までに県実施要領第10の3の(1)のアに基づき、取組実績報告書(県様式第4号)を作成し、千葉県協議会長に提出するものとする。

(事業評価の報告)

- 第8条 取組実施者は、千葉県協議会長が別に定める日までに県実施要領第14の2に基づき、取組実施状況報告書(県様式第5号)を作成し、千葉県協議会長に提出するものとする。なお、国事業において、取組実施状況報告書を千葉県協議会長へ提出している場合は、これを省略できる。
- 2 取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を支援金の交付を受けた年度の翌年度から

5年間保存しなければならない。

- 3 知事等が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、千葉県協議会及び取組実施者は当該調査に協力するものとする。

(取組の中間報告等)

第9条 千葉県協議会長は、県実施要領第15の1に基づき、取組実施者に対し、県様式第6号により、令和5年12月末日までに取組中間報告書を提出させるものとする。なお、国事業において、取組中間報告書を千葉県協議会長へ提出している場合は、これを省略できる。

- 2 前項の提出を受けた千葉県協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

第10条 千葉県協議会及び取組実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

- 2 取組実施者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

- 一 化学肥料の使用量低減の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）
- 二 支援金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、領収書、納品書、請求書等）

- 3 取組実施者は、第1項及び前項の書類等について、千葉県協議会長又は知事等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

(その他)

第11条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、千葉県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

(業務方法書 県様式第1号) (県実施要領参考様式第1-1号、第1-2号、第2号関連)
参考様式第1-1号

番 号
年 月 日

千葉県農業再生協議会長 様

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和 年度千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組計画書の(変更)承認申請書

令和 年度において、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業の実施にあたり、緊急支援事業取組計画書を作成(変更)したので、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領(令和4年11月1日付け生振第924号)第10の2の(1)(第10の2の(3))に基づき、別添のとおり提出する。

(国事業の採択通知番号)

令和 年 月 日付け 号

(注1) 参考様式第1-2号(参加農業者名簿)、参考様式第2号(化学肥料低減計画書)、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

なお、参考様式第2号及び所要額の算出根拠となる証拠書類については、国事業において千葉県協議会長へ提出している場合、添付を省略できる。

(注2) 国事業の採択通知番号を記載すること。

(注3) 国事業について、千葉県農業再生協議会以外の事業実施主体へ申請している場合、当該事業実施主体から発出された国事業の採択通知書の写しを添付すること。

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組計画書（取組実績報告書）

秋用肥料分	春用肥料分	年間

(注) 該当するものに○を付けること

第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 参加農業者の概要

参考様式第1－2号のとおり。

参加農業者数（件）

第3 所要額（県事業分）

円（秋用肥料分/春用肥料分）

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、知事等から求められた場合に応じます。 2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は知事等から求められた場合は提出します。 3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 緊急支援事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、緊急支援事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合 4 本計画書、実績報告書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。 (注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	

参考様式第1-2号

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業 参加農業者名簿

No.	市町村名	参加農業者	支援予定額 (円)				備考	
		氏名 又は 法人・組織名	秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分)		春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分)			総合計
			当年の肥料費	支援予定額 (県事業分)	当年の肥料費	支援予定額 (県事業分)		
集計								

(注)

- 「千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
 なお、国事業において千葉県農業再生協議会長へ提出している場合、添付を省略できる。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - ((\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9) \} \times 0.2$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、国、都道府県及び市町村から、支援金又は補助金（以下「地方自治体支援金等」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。

なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金等} ※) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.1 \}$$
 ※地方自治体支援金等のうち、
 ①肥料費分を区分せずに肥料以外のコストを含めて支払われた補助金等
 ②令和4年6月から令和5年5月までの間の対象期間以外の肥料費に対して支払われた補助金等
 については、本事業の支援金の調整の対象とはならない。
- 「千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
- 千葉県内在住で農産物の販売実績がある農業者が対象。

参考様式第2号

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間

注：該当欄に○

作付概要	
作物名	作付面積 (ha)
その他	
計	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に応じます。
- 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた場合は提出します。
- 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
- ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
- 5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

(※) 国事業を千葉県協議会以外の都道府県協議会へ申請している場合、当該都道府県協議会へ提出した化学肥料低減計画書の写しをもって準用できるものとする。

(業務方法書 県様式第2号) (県実施要領参考様式第3号関連)
参考様式第3号

番 号
年 月 日

取組実施者名 代表者氏名 様

所 在 地 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
事業実施主体名 千葉県農業再生協議会
代 表 者 氏 名 会長

令和〇年度千葉県肥料価格高騰緊急支援事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領(令和4年11月1日付け生振第924号)第10の2の(2)の規定に基づき通知する。

国事業と別の口座に支援金の振込を希望する場合又は国事業において千葉県協議会長に支援金の振込先の口座情報を提出していない場合のみ必要

(業務方法書 県様式第3号)

年 月 日

千葉県農業再生協議会長 様

所在地

取組実施者名

代表者氏名

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業に係る振込口座について

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

支援金の振込口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)														
金融機関コード (数字4桁)				金融機関名										
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金										
支店コード (数字3桁)				支店名										
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください)						口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)								
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
口座名義														
カナ														
漢字														
ゆうちょ銀行														
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)								
					*									
口座名義人														
カナ														
漢字														

(業務方法書 県様式第 4 号) (県実施要領参考様式第 4 号関連)
参考様式第 4 号

年 月 日

千葉県農業再生協議会長 様

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和 年度千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組実績報告書

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領 (令和 4 年 11 月 1 日付け生振第 924 号) 第 10 の 3 の (1) の規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 緊急支援事業取組計画書に変更があったときは、緊急支援事業取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正 (変更前の部分は取消線で修正) し添付すること (標題を「千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組計画書」から「千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組実績報告書」(事業名も実施事業に併せて変更すること) に変更すること)。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組実績報告書 (県実施要領参考様式第 1 - 1 号の別添を実績報告書としたものと同参考様式第 1 - 2 号を言う)。なお、同参考様式第 1 - 2 号は、取組申請時から支援額に変更がない場合であって、かつ国事業の実績報告書を千葉県協議会長に提出している場合は、県事業の実績報告時には本様式の添付を省略できる。
- (2) 緊急支援事業取組計画書又は緊急支援事業取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類 (申請時以降変更のない場合又は国事業において千葉県協議会長へ提出している場合は省略できる。)
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

(業務方法書 県様式第5号) (県実施要領参考様式第5-1号、第5-2号、第6号関連)
参考様式第5-1号

年 月 日

千葉県農業再生協議会長 様

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和 年度千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組実施状況報告書

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領(令和4年11月1日付け生振第924号)
第14の2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(添付資料)

- ・参考様式第5-2号
- ・参考様式第6号
- ・その他知事が必要と認める書類

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組実施状況報告書

第1 取組実施者名

--

第2 事業の取組概要

参加農業者数（件）	取組面積（ha）

第3 取組実績

取組メニュー	取組の実績
ア 土壌診断による施肥設計	
イ 生育診断による施肥設計	
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	
エ 堆肥の利用	
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）	
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む。）の利用	
ク 緑肥作物の利用	
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	
コ 低成分肥料（単肥配合を含む。）の利用	
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む。）	
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用	

セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。）	
ソ 地域特認技術の利用 ()	

(注) 参加農業者が、実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを、使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

第4 化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画

--

国事業において同じ内容を千葉県協議会長へ提出している場合、添付を省略できる。

参考様式第5-2号

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業 参加農業者名簿

No.	市町村名	参加農業者	取組面積 (ha)	計画時の取組メニューの実施の有無
		氏名 又は 法人・組織名		
集計		—		—

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

参考様式第6号

化学肥料低減実施報告書

作付概要

作物名	作付面積(ha)
その他	
計	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
 2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	令和4年度又は 令和5年度の取組	今後の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、 灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
総取組面積	ha	ha

(業務方法書 県様式第6号)(県実施要領参考様式第7号)

参考様式第7号

番 号
年 月 日

千葉県農業再生協議会長 様

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和 年度千葉県肥料価格高騰緊急支援事業取組中間報告書

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領(令和4年11月1日付け生振第924号)
第15の1の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

取組の実施状況

取組メニュー	取組の実施状況

(注)

- 1 取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。
- 2 参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。